

## タブレット端末等の貸付けに関する取扱い要項

香川県立香川西部養護学校

(趣旨)

第1条 この要項は、支援機器等教材を活用した指導の普及啓発を図るため、本校の物品を学校等に対して貸し付ける場合の取扱いについて定めるものとする。

(物品の貸付)

第2条 前条に規定する物品の貸付けは、本校の教育活動等に支障がない場合に行うものとし、無償貸付とする。

(貸付の申込)

第3条 本校の物品の借入れを希望する者は、物品借入申込書(様式1)を本校校長(以下、「校長」という。)に提出しなければならない。

(貸付の決定)

第4条 校長は、前条の申込があったときは内容を審査し、貸付けを決定した場合は、物品貸付通知書(様式2)により通知するものとする。

(貸付期間)

第5条 貸付期間は、原則として、3か月以内とする。

2 物品の貸付けを受けた者(以下「借入者」という。)は、校長が本校の教育活動等に必要があるとして貸し付けた物品(以下、「貸付物品」という。)の返却を求めたとき、又は借入者がこの要項に定める義務を履行しないと認めるときは、前項の貸付期間内であっても速やかに返却しなければならない。

(貸付物品の引渡し及び返却)

第6条 貸付物品の引渡しおよび返却時は、物品貸付簿(様式3)により行う。その際、機器に損傷等がないか、本校担当職員と借入者が一緒に点検を行わなければならない。

(経費の負担)

第7条 貸付物品の受取り及び返却並びに維持管理に要する経費は、借入者が負担する。

(権利の譲渡の禁止)

第8条 借入者は、校長の承認を得ずに貸付物品を使用する権利を第三者に譲渡し、貸付物品を転貸し、又は貸付物品の使用目的を変更してはならない。

(使用上の制限)

第9条 借入者は、貸付物品を善良なる管理者の注意をもって維持管理しなければならない。また、貸付物品をインターネットに接続してはならない。

(使用上の損傷への弁償)

第10条 借入者は、その責に帰すべき事由により貸付物品を滅失し、又はき損したときは、原状に回復しなければならない。原状に回復できない場合は、同一の備品又はこれに相当する代価をもって弁償しなければならない。

(雑則)

第11条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、校長が定める。

### 附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

この要項は、平成30年4月1日から施行する。